

かすみがうら市議会議会運営委員会会議録

令和7年12月5日 午後 4時17分 開 議

出 席 委 員

委員長 櫻井繁行
副委員長 鈴木貞行
委員 矢口龍人
委員 岡崎勉
委員 久松公生
委員 櫻井健一

欠 席 委 員

な し

委 員 外 議 員

議長 来栖丈治
副議長 設楽健夫

出 席 説 明 者

な し

出 席 書 記 名

議会事務局長 斎藤明
議会総務課長 由波大樹
議会総務課課長補佐 鴻巣智子

議事日程

令和7年12月5日（金曜日）午後4時17分 開会

1. 開会
 2. 議長あいさつ
 3. 事件
 - (1) 議員発議第3号「佐藤文雄議員に対する懲罰動議」の取扱いについて
 4. 質問に対する答申（案）について
 5. その他
 6. 閉会
-

開会 午後4時17分

○櫻井繁行委員長

まず、議会運営委員会開会前に、2名の傍聴の申し出がございましたので、私委員長として許可をいたしますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

それでは、入室を認めてください。

それでは、始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は6名でございます。会議の定足数に達しておりますので会議は成立をいたしました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

会議に入ります前に来栖議長からごあいさつをお願いいたします。

○議長（来栖丈治君）

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

先ほど、8番、久松公生議員ほか1名より、佐藤文雄議員に対する懲罰動議が提出されました。

その取扱いについて、貴委員会のご意見を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

次に書記を指名いたします。

議会事務局議会総務課、鴻巣補佐を指名いたします。

○櫻井繁行委員長

ただいま提出されました発議第3号につきましては、議会運営委員会でご協議をいただき、承認いただければ本会議へ提出することとなり、趣旨説明、質疑、討論を経て採決を行うこととなります。

一定の賛同者、これは2名以上ということで、そろっておるところです。

ここで来栖議長から申し出がございますので、お願ひいたします。

○議長（来栖丈治君）

懲罰動議につきましては、本会議において懲罰特別委員会を設置することになりますが、委員会条例第7条第2項に基づき、8名の委員を本職が指名することになります。

私から、議会運営委員会より、矢口龍人委員、岡崎勉委員、櫻井繁行委員、久松公生委員、櫻井健一委員、鈴木貞行委員。

あと、各常任委員会の副委員長で、鈴木更司委員、井出有史委員、以上8名としたいと思いますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございます。

基本的には、議場での可決をされればということでよろしいですか。

ただいまの件につきまして何かございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

この人数の8名っていうのは、先ほどの地方自治法にある内容なんですか。

○議会事務局長（齋藤 明君）

かすみがうら市の議会委員会条例、第7条で決まっております。

○矢口龍人委員

わかりました。

○櫻井繁行委員長

そのほかに何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

なきようすでお諮りいたします。

発議第3号につきましては、追加日程第1として直ちに本日の議事日程に組み込み、提案者から趣旨説明を行い、議案に対する質疑の後、委員会付託を省略し、討論を行い、直ちに採決をすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

なお、議案に対する質疑につきましては、先例により通告がなくとも認めることとし、質疑の方法は、一問一答方式、質疑の回数は、1議案1要旨につき3回までとすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは異議がないようですのでそのようにさせていただきます。

本案につきましては、佐藤文雄議員のほうに関連をいたしますから、除斥の対象となります、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ないようですので議会運営委員会としては、佐藤文雄議員、関連性がございますので除斥とさせていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員長

次に、諮問に対する答申（案）についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本日の諮問に対する答申（案）につきましては、作成するいとまがないため、作成を省略したいと思いますがよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ないようですのでそのようにさせていただきます。

なお、本委員会終了後に開催されます全員協議会において、本職から本委員会の審議結果の報告を口頭で行いたいと思います。

○櫻井繁行委員長

これで議会運営委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会 午後4時22分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 櫻井繁行